

2006年（平成18年）8月21日

金融庁監督局保険課長 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖

要 請 書

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当NPO法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業等を行っている特定非営利活動法人です。

さて、当NPO法人は、銀行が保険契約を募集する場合において、保険業法に定める消費者のクーリング・オフ権が妨害されている状況を把握しましたので、社団法人生命保険協会に対して、別紙「申入書」のとおり申入れを行いました。

その内容は、「注意喚起情報作成ガイドライン」3 a (2) に掲げられている記載例「預金の口座に保険料をお支払いただいた場合、お客様が十分ご検討のうえ、お申込みをされるとともに保険料を送金されたものとみなし、保険料送金後はご契約のお申込みを撤回することはできません。」の削除を求める、協会会員会社のパンフレット・契約書等における同様の記載の削除の指導を求める、というものです。

この旨をお知らせしますので、貴庁におかれましても、保険会社及び保険募集人等が保険業法を遵守するよう、ご指導、ご監督くださるよう要請をいたします。

2006年(平成18年)8月21日

全国銀行協会

会長 畔柳 信雄 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖

要 請 書

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当NPO法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業等を行っている特定非営利活動法人です。

さて、当NPO法人は、銀行が保険契約を募集する場合において、保険業法に定める消費者のクーリング・オフ権が妨害されている状況を把握しましたので、社団法人生命保険協会に対して、別紙「申入書」のとおり申入れを行いました。

その内容は、「注意喚起情報作成ガイドライン」3a(2)に掲げられている記載例「預金の口座に保険料をお支払いただいた場合、お客様が十分ご検討のうえ、お申込みをされるとともに保険料を送金されたものとみなし、保険料送金後はご契約のお申込みを撤回することはできません。」の削除を求める、協会会員会社のパンフレット・契約書等における同様の記載の削除の指導を求める、というものです。

この旨をお知らせしますので、貴協会におかれましても、会員銀行に対して保険業法を遵守するよう、ご指導くださるようによろしく要請をいたします。